

令和5年第 10 回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和5年10月6日（金）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本館北会議室

出席一覧表

地区名		役 職	農 業 委 員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠
東部地区	古市		松永 年實	○		
			麻 隆司	○		
			笹本 育司	×		
					松本 武博	○
	西浦		塩田 勝則	○		
			高橋 寛	○		
			井口 優	○		
					辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○		
			植野 純央	×		
		吉田 隆美	○			
					吉田 繁	×
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○		
						尼丁 正寄
	高鷲	会 長	奥野 晋也	○		
			松本 忠久	○		
	丹比		大谷 章	○		
			小池 良夫	○		
				大谷 憲央	○	

出席委員 (農業委員 12名) (推進委員 4名)

欠席委員 (農業委員 2名) (推進委員 1名)

農業委員会事務局

金森 淳 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

報告第20号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	3件
報告第21号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	3件
議案第30号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第31号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第32号	農用地利用集積等促進計画(案)承認について	1件
議案第33号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14 : 00】

事務局 それでは、皆さんお揃いですので、ただいまより、令和5年10回の農業委員会定例会を開催させていただきます。
出席委員につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。
それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。

奥野会長 皆さんこんにちは。
ここ数日前からあつという間に涼しくなった感じがしますが、風邪などひかぬように、また、10月に入り、稲刈り等の作業、もう済んでいる方もおられると思いますが、また、今月に入って古市地区、西浦地区のたんじり祭りも開催され、地域の方も楽しみにしているかと思えます。
それでは、事務局より案件の説明の方よろしく願いいたします。

事務局 それでは、令和5年10回農業委員会定例会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。
初めに、報告第20号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、西浦地区1件、埴生地区2件の計3件です。
次に、報告第21号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について埴生地区1件、古市地区1件、西浦地区1件の計3件です。
次に、議案第30号農地法第3条の規定による許可申請について、西浦地区2件です。
次に、議案第31号農地法第4条の規定による許可申請について、西浦地区1件です。
次に、議案第32号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、古市地区1件です。
最後に、議案第33号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、高鷲地区1件です。

以上 本日ご審議いただきます案件については、報告案件が6件、議案案件が5件の合計11件となります。
なお、本日欠席の委員は、古市地区の笹本委員、駒ヶ谷地区の植野委員、吉田繁委員 です。
それでは議長、ご審議の程よろしく願いいたします。

奥野議長 本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。
それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

奥野議長 それでは、本日の議事録署名委員を辻本委員さんと吉田隆美委員さんをお願いします。よろしく願いいたします。

それでは、報告第20号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第4条第1項第8号の届出について、3件続けてご説明をさせていただきます。

この届出は、市街化区域の農地の転用に関する届出です。
農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。

1件目です。地図①4条届出をご参照ください。

地区名は、西浦地区です。

対象農地は、西浦四丁目791番1 地目は、田 面積は、343㎡となります。

届出人は、議案書のとおりです。転用目的は、露天駐車場です。

現地確認委員は、井口委員です。

2件目です。地図②4条届出をご参照ください。

地区名は、埴生地区です。

対象農地は、伊賀六丁目129番 地目は、田 面積は、882㎡

届出人は、議案書のとおりです。

転用目的は、露天駐車場で、この案件については、既に転用済の案件となっております。

現地確認委員は、高岡副会長です。

3件目です。地図③4条5条届出をご参照ください。

地区名は、埴生地区です。

対象農地は、向野二丁目65番2 地目は、田 面積は、523㎡

届出人は、議案書のとおりです。

転用目的は、宅地で、この案件につきましても、既に転用済の案件となっております。

現地確認委員は、尼丁委員です。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」

第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、

本議案の受理については問題ありません。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたので報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

奥野議長

農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願ひます。

奥野議長

報告第21号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について事務

局から説明をお願いします。

事務局 農地法第5条第1項第7号の届出について、3件続けてご説明させていただきます。

この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。

1件目です。地図③4条5条届出をご参照ください。

地区名は、埴生地区です。

申請地は、向野二丁目65番1 地目は、田 面積は、197㎡

設定人・被設定人は議案書のとおりです。

転用目的は、住宅で、既に転用済の案件となっております。

現地確認委員は、尼丁委員です。

2件目です。地図④5条届出をご参照ください。

地区名は、古市地区です。

申請地は、古市二丁目219番2 地目は、田 面積は、925㎡

譲渡人・譲受人は議案書のとおりです。

転用目的は、露天資材置場です。

現地確認委員は、麻委員です。

3件目です。地図⑤5条届出をご参照ください。

地区名は、西浦地区です。

申請地は、東阪田155番3 地目は、田 面積は、609㎡

譲渡人・譲受人は議案書のとおりです。

転用目的は、露天駐車場です。

現地確認委員は、塩田委員です。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」

第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、

本議案の受理については問題ありません。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたので報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいいたします。

奥野議長 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。
地区委員さん、他の委員さん承認願います。

奥野議長 議案第30号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第30号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明させていただきます。

本件は、農地の所有権移転を行うものです。

1 件目です。

地図の⑥3条許可をご参照ください

地区名は、西浦地区です。

申請地は、羽曳野市尺度40番1 地目は田、面積は861㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

譲受人は、譲渡人の孫にあたり、今後農業を継ぐ者として考えておられ、対象の農地を生前贈与による所有権移転するものです。譲受人の農作業歴5年で譲渡人の手伝いをしていたものです。今後も水稻を計画しており、経験においては短いですが、引き続き、実績のある譲渡人が支援を受け、機材についても引き継いで使用していくとのこと。自宅から申請地までは徒歩圏内で、作業の従事日数も年間150日以上は対応できるとのことにて、親族の支援を受けながら水稻を計画して継続するにあたり、問題はないと判断いたします。

2 件目です。

地図⑦3条許可をご参照ください

地区名は、西浦地区です。

申請地は、羽曳野市尺度139番1 地目は田、面積は818㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

本件は、親子間の贈与における所有権移転にて申請がありました

譲受人は、農作業歴3年ですが、農業実績のある親族より支援を受けながら実績を積んでおり、岡山県のスロースタイル自然農研修を修了し、今年5月には、母親の所有する農地約2000㎡の生前贈与を受け、露地野菜を作付けして農業実績を積んでいるところです。

自宅からの距離は車で10分ほどで、軽トラック、ユンボ、耕運機、草刈機を所有しており、引き続き親族の支援を受けて、実績を積んでいくことで、今後の農業を行うにあたり問題ないと思われま。

以上、2件の説明について、説明は以上です。

- | | |
|------|---|
| 奥野議長 | 1 件目の西浦地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。 |
| 地元委員 | 特に問題ないです。 |
| 奥野議長 | 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。 |
| 地区委員 | 異議なし |
| 奥野議長 | 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。 |
| 他の委員 | 異議なし |

奥野議長 異議がないようですので、1件目の西浦地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

奥野議長 2件目の西浦地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 意義ございません、大丈夫です。

奥野議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

奥野議長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

奥野議長 異議がないようですので、2件目の西浦地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

奥野議長 議案第31号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第31号農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。
 本件は、市街化調整区域内の農地について、農地の所有者が転用行為を行うものです。
 地図の⑧4条許可をご参照ください。
 地区名、西浦地区、申請地は、広瀬73番3 地目は、田 面積は、349㎡ もう一筆が、広瀬73番4 地目は、田 面積は、12㎡で合計2筆で361㎡となります。
 申請者は 議案書のとおりです。
 転用目的は、議案書に加筆願います、露天駐車場を加えていただきますようお願いいたします。転用目的は、農家用住宅と露天駐車場となります。

申請者は現在住んでいる居宅が老朽化しているうえ、後継の息子家族が同居することになり、今後高齢になっていくにあたり、自身の農地が今回の申請地周辺にあることから、農作業を継続していくには、所有農地に居宅を構えたほうが 農地の維持管理に適している考えに至り申請されました。

土地の選定は所有している農地では、公道に接していなかったり、公道との高低差があるなどの問題があり、最終的に幅員が狭い公道であるが、普通車は通行できる幅員があり、道路との高低差もなく、電気・水道・下水管が通っていることで最適であると判断して今回の申請地を選定しております。

申請地については、市街化調整区域で第三種農地と判断します。
第三種農地は市街化調整区域の中でも比較的転用条件が厳しくない農地区分に含まれる土地です。

第三種農地の判断は、農地法施行規則第43条第1号を基にして、概要は、申請地は水道管、下水道管、ガス管など2種類以上埋設されている道路で、4m以上の幅員の道、及び建築基準法第42条第2項の指定を受けた道路で、4m未満の市道認定を受けた道路、現に一般交通に供用している道路が適用となり、かつ申請地より500m以内に医療施設や教育施設が2か所以上存している条件となっています。

今回の申請では南側に接している道路は市道で4m未満ですが、建築基準法第42条第2項の指定を受けており、かつ周辺500m以内に小学校と歯科医院がありますので、以上の条件から第三種農地に適用されるものとして判断しております。

申請地には自家用車を3台置ける露天駐車場を計画しております。

排水については、雨水は水路に放流し生活排水は、南側道路にある下水道本管に接続する計画にて、地元水利委員長からも同意を得ています。隣接農地については、北側・東側は申請者の農地で、西側は水路敷地、南側は市道に面していますので、隣接同意は不要と判断しています。

周辺の営農に支障については、農家用住宅から排水計画は、下水道本管が埋設された道路に面しており、雨水しか水路に放流されません。隣接地は自身の農地と水路敷地面しており、近隣農地に支障がある要因は認められないと判断します。また、前面道路は2.5m前後と幅員は狭いですが、一般車両は往来しており、本人は、大型の車両などを保有していないので、通行の支障になる要因もないと考えられます。

以上、4条許可申請の説明を終わらせていただきます。

- 奥野議長 西浦地区の農地法第4条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。
- 地元委員 特に問題ないと思います。
- 奥野議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。
- 地区委員 異議なし
- 奥野議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。
- 他の委員 異議なし
- 奥野議長 異議がないようですので、西浦地区の農地法第4条許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。
- 奥野議長 議案第32号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第32号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、ご説明申し上げます。

農用地利用集積等促進計画（案）の承認に係る意見聴取がありましたので、これに対して意見を提出するものです。

地図⑨利用集積をご参照ください。

地区名は 古市地区

申請地は 誉田七丁目889番 地目 畑 面積は988㎡

利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者は議案書のとおりです。利用権の設定を行う者として農地中間管理機構は、一般財団法人 大阪府みどり公社となっております。

同申請地にて令和2年12月1日から、利用権設定の契約を行い、令和5年11月30日に契約期間の満了となります。

今回は、契約の条件の変更付きで、満了後の令和5年12月1日から令和15年11月30日までの契約期間で双方合意しております。

変更の内容は使用貸借から賃貸借に変更しております。

これらの計画案について承認案が出ております。

転借人は、前回の契約時からイチジクを植栽しており、雑草などの草刈等手入れが行き届き、今後も農地を効率的に利用すると考えられます。また、転借人は本市の認定新規就農者であり、農業従事者日数は、300日を超えていることを、本市の農政部局農とみどり推進課から確認できているため、現場で確認したところ、常時従事していると判断できます。

また、他の地区でも利用権の設定にて農業をされており、実績や機材等揃えておられております。

現地委員との立会をおこない問題ない旨確認しております。

よって、利用集積計画については認可できる要件は満たしていると判断いたします。

最後に、立ち会った本日地元委員の笹本委員におきましては、欠席の連絡を受けており、異議なき回答を得ていますが、報告を地区委員の松永委員にお願いをしていただいております。

以上説明を終わります。

地元委員 今回の事務局の説明のとおりでございまして、今回の更新につきまして、問題ないと思います。

奥野議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

奥野議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

奥野議長 異議がないようですので、原案どおり承認いたします。

古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。

奥野議長 議案第33号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第33号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明申し上げます。

1件目についてご説明いたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

これは、被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の相続税の納税猶予の適用を受けるための証明です。

地図⑩納税猶予適格者証明をご参照ください

地区名は、高鷲地区です。

被相続人・相続人は議案書のとおりです。

相続開始年月日は、令和5年2月25日

適用農地は、南恵我之荘四丁目251番 地目は山林 面積は892㎡の内595㎡です。

現地調査しましたところ、自宅の敷地内位置しており、地元委員と、申請本人にて現地を確認しております。現地の状況ははっさくや 柿等数種類の果樹の木が植わっており、先代の時代から管理していたとの事です。

現在も収穫まで管理しています。また納戸には噴霧器があり、管理する上での機材はそろっています。申請者引き続き維持しながら農業を継続すること、また現在、仕事も引退され、時間的余裕があるとのことで、農作業の継続には問題ないと思われま

す。また、地目は山林となっておりますが、現地は市街化区域で生産緑地の指定を受け、納税猶予の特例適用農地に該当する証明書も税務課より交付されており、農地法においても、登記地目で判断せず、現況が耕作の目的に供されている状況であれば、農地としての判断を可としておりますので、農地として適正に農業をされているものとして証明書の発行には問題ないと思われま

す。説明は以上です。

奥野議長 高鷲地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 問題ございません。

奥野議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 説明ございましたように、意義はございません。

地元委員 9月22日に現地確認に行き、相続人と共に立会いたしました。現地はかき、みかんなど数種類が植えられており、適正に管理されております。自宅の敷地内にあるので、農機具、噴霧器等があり、引き続き農地として適正に管理されていると判断いたします。以上です。

奥野議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

奥野議長 異議がないようですので、
高鷲地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明については
原案どおり可決決定いたします。

奥野議長 これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14 : 30】